

関係団体 様

群馬県県土整備部砂防課長 大竹 哲也



建築課長 川端 洋介



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく  
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

このことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成19年3月20日群馬県告示第97号、平成20年2月29日群馬県告示第92号、平成26年2月28日群馬県告示第60号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。

### 記

#### 1 指定解除区域

市町村	大字	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	告示番号等
神流町	万場他14地区	263	226	平成31年4月16日 群馬県告示第98号

#### 2 指定区域

市町村	大字	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	告示番号等
神流町	万場他14地区	261	225	平成31年4月16日 群馬県告示第101号

#### 3 公示事項を記載した図書

別添のとおり

#### 4 規制の概要

- (1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制
- (2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限
- (3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制
- (4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明

5 各規制等の担当機関

(1) 土砂災害防止法関係

(同法全般、特定開発行為) 群馬県県土整備部 砂防課砂防管理係

(神流町の指定区域) 群馬県藤岡土木事務所 企画調査係、施設管理係  
(0274-22-2156)

(2) 都市計画法及び建築基準法関係

(県内全般) 群馬県県土整備部 建築住宅課審査指導係、開発係

(神流町の指定区域) 群馬県高崎土木事務所 建築係 (027-322-4186)

担当：砂 防 課 砂防管理係 山中  
027-226-3632  
建 築 課 審査指導係 久保  
027-226-3703  
開発係 坂上  
027-226-3704